

## Shared Hosting サービス契約約款P

株式会社 IDC フロンティア

第1章 総則	1
第1条（取扱いの準則）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第2章 利用契約	1
第1節 通則	1
第4条（契約の単位）	1
第5条（最低利用期間）	2
第6条（提供区域）	2
第7条（サービスの区分等）	2
第2節 利用申込等	2
第8条（利用申込）	2
第9条（利用申込の成立等）	2
第3節 契約事項の変更等	2
第10条（契約事項の変更）	2
第11条（権利譲渡の禁止）	2
第12条（契約者の地位の継承—法人の場合）	3
第13条（契約者の地位の承継—個人の場合）	3
第14条（氏名等の変更）	3
第4節 利用の制限等	3
第15条（非常時における利用の制限）	3
第16条（提供の中止）	3
第5節 提供の停止	4
第17条（提供の停止）	4
第18条（サービスの廃止）	4
第6節 契約の解除等	4
第19条（当社が行う利用契約の解除）	4
第20条（契約者が行う利用契約の解除）	5
第7節 契約者の義務等	5
第21条（契約者の義務）	5
第22条（契約者の設備等）	5
第23条（情報の取り扱い）	6
第24条（ログイン名等の管理）	6
第25条（第三者に対するサービスの提供）	6
第3章 料金等	6
第26条（料金等）	6
第27条（初期費用の支払義務）	6
第28条（月額使用料の支払義務）	7
第29条（料金等の請求及び支払い）	7
第30条（契約解除に伴う違約金）	7
第31条（利用不能の場合における調整）	7
第4章 雑則	7

第 32 条（割増金） .....	7
第 33 条（遅延損害金） .....	7
第 34 条（端数処理） .....	8
第 35 条（免責） .....	8
第 36 条（機密保持） .....	8
第 37 条（バックアップ） .....	8
第 38 条（契約者のデータの権利） .....	8
第 39 条（当社による編集・出版） .....	8
第 40 条（契約者への通知等） .....	8
第 40 条の 2（IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等） .....	9
第 40 条の 3（提供情報の更新手続等） .....	9
第 40 条の 4（デジタル証明書取得に係る申請手続きの代行等） .....	9
第 41 条（合意管轄裁判所） .....	9
料金表 .....	11
1 Web ホスティングの料金等 .....	11

## Shared Hosting サービス契約約款P

### 第1章 総則

#### 第1条（取扱いの準則）

当社は、この「Shared Hosting サービス契約約款P」（以下「この約款」と言います。）を定め、これによって Shared Hosting サービスを提供します。

- この約款は、平成14年7月31日以前にケーブル・アンド・ワイヤレスIDC-I株式会社との間で Shared Hosting サービスの提供を受けるための契約を締結し、利用契約を継続している契約者の方に限り適用します。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の Shared Hosting サービス契約約款Pによります。

- 当社は、この約款を変更するときは、この約款を変更する旨並びに変更後のこの約款の内容及びその効力発生日を、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により通知します。
- 第1項の場合において、Shared Hosting サービスの一部を廃止することとなるときは、その2ヶ月前までに書面により前項の通知をします。
- この約款の変更の効力発生日以降は、変更後のこの約款について、契約者の合意があったものとみなし、利用契約には、変更後のこの約款の規定が適用されるものとします。

#### 第3条（用語の定義）

この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
Shared Hosting サービス	インターネットに接続された当社が設定及び接続環境を保守管理するコンピュータ機器（以下「サーバ」といいます。）内において、データの電氣的な保管空間（以下「データ領域」といいます。）を契約者に提供し、契約者がそのサーバの機能を利用できるサービス
利用契約	Shared Hosting サービスの提供を受けるための契約
契約者	利用契約を締結している方
課金開始日	当社が納品書に記載した利用開始日（当社の責めに帰すべき事由によりその日に利用できなかったときは、利用が可能となった日）

### 第2章 利用契約

#### 第1節 通則

#### 第4条（契約の単位）

当社は、1のデータ領域ごとに1の利用契約を締結します。

- 利用契約を締結できる方は、1の利用契約につき1の方に限ります。

#### 第 5 条（最低利用期間）

Shared Hosting サービスは、課金開始日から起算して 1 年間を最低利用期間とします。

#### 第 6 条（提供区域）

Shared Hosting サービスの提供区域は、日本全国とします。

#### 第 7 条（サービスの区分等）

Shared Hosting サービスには、次の区分があります。

区 分	内 容
Web ホスティングサービス	当社が提供するサーバ内のデータ領域を利用して契約者が自己のドメイン名による URL を持つことを可能とするサービス

- 2 第 1 項のサービスには、料金表に掲げるオプションを付加することができます。

#### 第 2 節 利用申込等

#### 第 8 条（利用申込）

利用契約の申込み（以下「利用申込」といいます。）をしようとする方（以下「申込者」といいます。）は、当社が別に定める利用申込書を当社に提出してください。

- 2 利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次ぎを認めます。

#### 第 9 条（利用申込の成立等）

利用契約は、当社が利用申込を承諾したときに成立します。

- 2 当社は、利用申込を承諾したときは、申込者に通知します。
- 3 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 利用申込に係る Shared Hosting サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
  - (2) 申込者が、その利用申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかとなるとき。
  - (3) 申込者が、第 17 条（提供の停止）第 1 項に該当するとき。
  - (4) 利用申込書に虚偽の記載があったとき。
  - (5) その他、前各号に準ずる場合で、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により利用申込を承諾しない場合は、申込者に書面でその旨を通知します。

#### 第 3 節 契約事項の変更等

#### 第 10 条（契約事項の変更）

契約者は、利用契約の内容を変更しようとするときは、当社が別に定める書面により、当社に請求してください。ただし、サービス区分は変更できません。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、前条（利用申込の成立等）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社が第 1 項の請求を承諾し、利用契約の内容を変更することとなった場合、変更部分についてはその変更の利用開始日を課金開始日とします。

#### 第 11 条（権利譲渡の禁止）

契約者は、利用契約に基づき Shared Hosting サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係る

一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### 第 12 条（契約者の地位の継承－法人の場合）

契約者である法人に合併による地位の承継があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に通知してください。

- 2 当社は、前項の通知があった場合に、承継した法人が第 9 条（利用契約の成立等）第 3 項各号のいずれかに該当するときは、書面で通知することにより承継した法人との契約を解除することができるものとします。

#### 第 13 条（契約者の地位の承継－個人の場合）

契約者である個人が死亡したとき（死亡後に当社がその事実を知ったときは、その時とします。）は、利用契約は終了します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、前項の契約者の相続人（相続人が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人に代表していただきます。）が相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に契約者の地位の承継を申し出た場合は、第 9 条（利用申込の成立等）の規定に準じて取り扱います。

#### 第 14 条（氏名等の変更）

契約者は、その氏名若しくは商号、代表者又は住所に変更があったときは、すみやかに書面で当社に届け出てください。

- 2 当社は、前項の届出があったときは、契約者からその事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

### 第 4 節 利用の制限等

#### 第 15 条（非常時における利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、Shared Hosting サービスの提供を制限し、又は中止する措置を取ることがあります。

#### 第 16 条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、Shared Hosting サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 1 種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより Shared Hosting サービスの提供を行うことが困難になったとき。
- 2 当社は、前項第 1 号の規定により Shared Hosting サービスの提供を中止するときは、その 14 日前までに、その理由及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により Shared Hosting サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その理由及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第5節 提供の停止

### 第17条（提供の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてその契約者に対する Shared Hosting サービスの一部又は全部の提供を停止することがあります。

- (1) Shared Hosting サービスの料金等、割増金又は遅延損害金を請求書に指定した支払期日を経過しても支払わないとき。
  - (2) 申込、その他の利用契約に係る手続きに際して虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - (3) 第21条（契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この約款に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたと当社が判断したとき。
  - (5) 契約者が支払いを停止したとき。
  - (6) 契約者について、仮差押え、差押え、再生手続、破産又は会社更生の申し立てが行われたとき。
  - (7) 裁判所等による停止命令が出されたとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、契約者の利用態様が、当社又は他の契約者の利益を損なうおそれがあると当社が判断し、その利益保全のために他に取らう効果的な手段がないとき。
- 2 当社は、前項の規定により Shared Hosting サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ実施期日及び実施期間を当社が定める方法で契約者に通知します。ただし、通知が事実上不可能な場合及び緊急やむを得ないと当社が判断した場合には、当社は契約者への通知をすることなく Shared Hosting サービスの提供を停止することがあります。
- 3 本条の Shared Hosting サービス提供停止の実施期間中又は満了時に、Shared Hosting サービスの提供を再開するにあたり、その契約者に、停止事由が解消され、再発のおそれがないことを約する書面を当社に提出していただくことがあります。

### 第18条（サービスの廃止）

当社は都合により Shared Hosting サービスの提供そのもの、あるいは特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。

- 2 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する2か月前までに書面によりその旨を通知します。

## 第6節 契約の解除等

### 第19条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が第17条（提供の停止）の規定により Shared Hosting サービスの提供を停止されてもなお、同条第1項各号のいずれかに該当する場合、又はサービス改修の実施2か月前までに書面によりその旨を契約者に通知したにも係らず協力していただくことができなかった場合は、利用契約を解除することがあります。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、契約者が第17条（提供の停止）第1項各号のいずれかに該当し、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと判断したときは、提供の停止をすることなく利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

## 第 20 条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、解除しようとする日の 1 ヶ月前までに書面で当社に通知することにより、利用契約を解除することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約者は、第 15 条（非常時における利用の制限）又は第 16 条（提供の中止）に規定する事由が生じて Shared Hosting サービスを利用できなくなった場合において、利用契約の目的を達することができないと判断したときは、当社に書面で通知することによりその利用契約を解除することができます。この場合、利用契約の解除は、当社に通知が到着した日に効力を発します。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条（約款の変更）第 3 項の規定により Shared Hosting サービスの一部が廃止される場合に、廃止の日までに契約者が契約事項の変更を行わず、その廃止によって利用契約に係る Shared Hosting サービスの提供が不可能となるときは、廃止の日にその利用契約の解除があったものとします。

## 第 7 節 契約者の義務等

### 第 21 条（契約者の義務）

契約者は、Shared Hosting サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
  - (2) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
  - (3) 他人の著作権を侵害する行為
  - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
  - (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
  - (6) 当社が別に規定する「Acceptable Use Policy」の規定に違反する行為
  - (7) Web ページ運用の際、リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
  - (8) サーバに対して著しく高い負荷をかける行為等、Shared Hosting サービスの運営に支障をきたす行為
  - (9) 当社が別に定めるユーザーマニュアル及びサービスガイドの規定、並びに当社が通知するご利用上の注意事項等に違反する行為
  - (10) その他、法令に違反する行為
  - (11) 前各号のほか Shared Hosting サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
- 2 契約者は、Shared Hosting サービスの利用にあたり他のネットワークを経由して通信を行う場合は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。
  - 3 契約者は他の契約者と共に円滑に Shared Hosting サービスを利用するために、共用するサーバの良好な運用維持に協力するものとします。

### 第 22 条（契約者の設備等）

Shared Hosting サービスを利用するために必要な機器、ソフトウェア、インターネット接続サービス等は、この約款に基づき当社が提供するものを除き、契約者が自己の費用と責任において準備するものとします。

- 2 当社は、契約者が準備した機器、ソフトウェア若しくはインターネット接続サービス等又は契約者が行った作業が原因となって生じた Shared Hosting サービスの利用上の障害、その他の問題につ



いては、責任を負いません。

- 3 契約者が準備した機器、ソフトウェア若しくはインターネット接続サービス等又は契約者が行った作業が原因となって当社又は第三者に発生した損害については、契約者に賠償の責任を負っていただきます。

#### 第 23 条（情報の取り扱い）

契約者は、契約者が利用するデータ領域（以下「契約者のデータ領域」といいます。）内における一切の行為及びその結果について、その行為を契約者がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとしします。

- 2 当社は、契約者が登録したデータについては、何ら保証せず、責任を負わないものとしします。
- 3 契約者は、契約者のデータ領域内に係る紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又は第三者に迷惑を掛けず、何らの損害を与えないものとしします。

#### 第 24 条（ログイン名等の管理）

契約者は、当社が契約者に対して発行したログイン名及びパスワードについて管理責任を負い、これらを忘れた場合又は盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとしします。

- 2 契約者は、パスワードの再発行が必要な場合は、当社が定める方法により再発行の申請を行い、所定の手数料を支払うものとしします。

#### 第 25 条（第三者に対するサービスの提供）

契約者は、Shared Hosting サービスを利用して、第三者にサービスを提供する場合は、当社が別途定める方法により当社の承諾を得なければなりません。

- 2 契約者は、前項の規定により第三者にサービスを提供する場合は、そのサービスの利用者にこの約款を遵守させるものとしします。

### 第 3 章 料金等

#### 第 26 条（料金等）

Shared Hosting サービスの料金及び関連費用（以下「料金等」といいます。）は、料金表に定めるところによります。

- 2 月額で定める料金等について日割計算を行う必要がある場合は、利用日数に料金等の月額額の 30 分の 1 を乗じて計算します。
- 3 契約者が当社に対して料金等を支払う場合、支払いを要する金額は、前項の料金等の額に消費税相当額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。）を加算した額とします。

#### 第 27 条（初期費用の支払義務）

契約者は、利用契約が成立したときは、Shared Hosting サービスの初期費用（設定料を含みます。）を当社に支払わなければなりません。

- 2 契約者は、第 10 条（契約事項の変更等）の規定によりオプションを追加したときは、そのオプションに係る初期費用（設定料を含みます。）を当社に支払わなければなりません。

#### 第 28 条（月額使用料の支払義務）

契約者は、Shared Hosting サービスの課金開始日から契約を解除又は終了する日までの間、当社に Shared Hosting サービスの月額使用料を支払わなければなりません。

- 2 契約者は、第 17 条（提供の停止）の規定により Shared Hosting サービスの提供が停止されている間の月額使用料について、前項の支払義務を免れることはできません。

#### 第 29 条（料金等の請求及び支払い）

当社は、当社が定める方法により、Shared Hosting サービスの料金等を契約者に請求します。

- 2 前項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する支払期日までに、当社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。

#### 第 30 条（契約解除に伴う違約金）

契約者は、Shared Hosting サービスの利用を開始するより前に契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合は、利用契約に係る Shared Hosting サービスの月額使用料の 2 倍に相当する額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。

- 2 契約者は、最低利用期間の満了前に利用契約が解除された場合（第 20 条（契約者が行う利用契約の解除）第 2 項又は第 3 項の規定による解除を除きます。）は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応する Shared Hosting サービスの月額使用料に相当する額を、違約金として一括して当社に支払わなければなりません。
- 3 前二項の料金額を計算する場合、利用実績に基づき月額使用料を請求するものについては、適用される料金表に掲げる最低の月額使用料によります。

#### 第 31 条（利用不能の場合における調整）

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、契約者がその利用契約に係る Shared Hosting サービスをまったく利用できない状態が生じ、当社がそのことを知った時刻から連続して 4 時間以上その状態が継続したときは、その利用することができなかった時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は切り上げます。）に相当する日数分、契約者が Shared Hosting サービスを利用できる期間を延長します。

- 2 契約者は、前項の請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月以内に当該請求を行わなかったときは、その権利を失うものとします。

### 第 4 章 雑 則

#### 第 32 条（割増金）

契約者は、Shared Hosting サービスの料金等の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を、割増金として当社に支払うものとします。

#### 第 33 条（遅延損害金）

契約者は、Shared Hosting サービスの料金等又は割増金を請求書に指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければなりません。ただし、支払いのなかった料金等の翌料金月分の料金の支払期日までに支払いがあったときは、この限りではありません。

#### 第 34 条（端数処理）

この約款の規定に基づき金額の計算をした場合に、その計算結果に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

#### 第 35 条（免責）

当社は、契約者が Shared Hosting サービスの利用に関して被った損害について、理由のいかんを問わず賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

#### 第 36 条（機密保持）

当社は、捜査機関等から適法な手続きにより情報開示の請求があった場合を除き、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を、第三者に漏らしません。ただし、契約者の事前の承諾があった場合は、この限りではありません。

#### 第 37 条（バックアップ）

当社は、サーバの故障又は停止時に復旧の便宜を図るため、契約者がサーバのデータ領域内に登録したデータの複写を保管することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、サーバのデータ領域内に登録されたデータのバックアップについては、契約者が責任を負うものとします。
- 3 当社は、契約者がサーバのデータ領域内に登録したデータの消失等により被った不利益について、責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により契約者が不利益を被った場合は、この限りではありません。

#### 第 38 条（契約者のデータの権利）

契約者が契約者のデータ領域内に登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

#### 第 39 条（当社による編集・出版）

当社は、契約者の承諾を得た上で、契約者の情報を抽出、再編集して、当社のホームページ、書籍などの出版物又は放送媒体を通じて発表することがあります。この場合、一切の権利は当社に帰属するものとします。

#### 第 40 条（契約者への通知等）

この約款に基づき当社が契約者に対して行う通知その他の連絡（以下、本条において「通知等」といいます。）は、この約款に特に定めのない限り、郵便、FAXもしくは電子メール等により契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うか、又は当社ホームページ上で掲示するものとします。

- 2 前項の規定により当社が、契約者が当社に届け出ている連絡先に通知等を行った場合に、その連絡先が事実とは異なるために通知等が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなします。また、通知等を電子メールにより行った場合は、当社が電子メールを発信した時点、ホームページへの掲載により行った場合は、契約者がホームページを閲覧することが可能となった時点で通知等が行われたものとみなします。
- 3 契約者と当社との間で行う技術的事項に関する連絡、通知、問い合わせ等についての契約者の窓口は、あらかじめ当社に登録された技術担当者に限ります。

#### 第 40 条の 2 (IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わってレジストリおよびレジストラにその加入者専用回線又は局内接続回線で使用する IP アドレスの割当てもしくは返却、ドメイン名の割当て、変更もしくは廃止又は接続データベースへのドメイン名の追加、変更もしくは削除の申請手続き等を行います。

- 2 前項の場合において、契約者は、それぞれのレジストリもしくはレジストラが定める登録規則および情報取扱の規定等を承諾したうえで、当社に申請手続等の請求を行っていただきます。
- 3 第 1 項の場合において、契約者は、当社へ提供する情報のうち、それぞれのレジストリもしくはレジストラへの申請手続き等に必要な情報については、当社よりそれぞれのレジストリもしくはレジストラへ提供することに同意していただいたものとします。

#### 第 40 条の 3 (提供情報の更新手続等)

前条の場合において、契約者は、当社がそれぞれのレジストリもしくはレジストラへ提供した契約者の情報に変更が生じた場合、それぞれのレジストリもしくはレジストラへの情報の修正、削除等の手続(以下「更新手続」といいます。)の請求を当社に対して行うものとします。

- 2 前項の規定により、契約者より更新手続の請求があった場合、当社は、速やかにそれぞれのレジストリもしくはレジストラへ更新手続を行い、手続完了後、その旨を契約者に通知します。

#### 第 40 条の 4 (デジタル証明書取得に係る申請手続きの代行等)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わって日本ベリサイン株式会社にその加入者専用回線又は局内接続回線で使用するデジタル証明書の申請手続き等を行います。

- 2 前項の場合において、契約者は、日本ベリサイン株式会社が定めるプライバシーポリシー等を承諾したうえで、当社に申請手続等の請求を行っていただきます。
- 3 第 1 項の場合において、契約者は、当社へ提供する情報のうち、日本ベリサイン株式会社への申請手続き等に必要な情報については、当社より日本ベリサイン株式会社へ提供することに同意していただいたものとします。
- 4 1 の申請に係るデジタル証明書の有効期間は、その発行の日より 1 年間とします。

#### 第 41 条 (合意管轄裁判所)

契約者と当社の間での訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附 則

(実施期日)

1. この約款は、2002 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

2. この改正約款は、2005 年 2 月 18 日から実施します。

(実施期日)

3. この改正約款は、2005 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

4. この改正約款は、2005 年 6 月 17 日から実施します。

(実施期日)

5. この改正約款は、2007 年 1 月 5 日から実施します。

(実施期日)

6. この改正約款は、2020 年 3 月 31 日から実施します。

(シェアドホスティングサービスの一部廃止に関する経過措置)

7. この改正約款の実施前に、改正前の約款により提供していた FTP に係る Shared Hosting サービス（以下この附則において「対象サービス」といいます。）は、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止となり、契約者と当社との間で締結していた対象サービスに係る利用契約は、同日付けで終了したものとします。

## 料金表

### 1 Web ホスティングの料金等

#### 1-1 基本サービス (1-2 以外のもの-Shared Hosting(Web))

##### (1) 初期費用

1 の利用契約ごとに 20,000 円

##### (2) 月額使用料

料金適用基準		料金額
ディスク容量	月間総トラフィック量	1 の利用契約ごとに月額
20Mbyte 以下	4Gbyte 以下	20,000 円
50Mbyte 以下	10Gbyte 以下	30,000 円
100Mbyte 以下	20Gbyte 以下	40,000 円
200Mbyte 以下	40Gbyte 以下	50,000 円
500Mbyte 以下	80Gbyte 以下	70,000 円
800Mbyte 以下	100Gbyte 以下	80,000 円
1Gbyte 以下	120Gbyte 以下	100,000 円

備考

- 1 の利用契約ごとに、当社が測定した平均ディスク容量（オプションサービス及びログの蓄積に使用する容量を含みます。以下、同じとします。）及び月間総トラフィック量に基づき、全ての料金適用基準を満たす料金額を適用します。料金適用基準の最大値を超えてのサービス提供は行いません。
- 基本サービスには、1 の利用契約ごとに、1 ドメイン名の接続承認並びにプライマリ及びセカンダリ DNS の管理の受託を含みます。
- ドメイン名の取得については、当社が別に定める手数料を請求します。

#### 1-2 オプション

##### 1-2-1 SSL オプション

内 容	初期費用 1 の利用契約ごとに	料金額 1 の利用契約ごとに月額
Web サイトに対する電子証明書の申請及び取得を代行し、SSL により Web サイトの TCP/IP 通信のセキュリティを確保するサービス。	100,000 円	15,000 円

##### 1-2-2 DNS Managed

内 容	初期費用 1ドメイン名ごとに	月額使用料 1ドメイン名ごとに月額
当社が、ドメイン名の取得を代行し、その接続承認並びにプライマリ及びセカンダリ DNS の管理を受託するサービス。	20,000 円	10,000 円

備考

当社によるドメイン名取得代行に代えて、契約者が既に取得しているドメイン名を利用することもできます。